

◇ 速度取締り指針 ◇

■ 幸手警察署管内では、交通事故の発生状況や住民の皆様の要望などに基づいて、次の路線や時間帯を重点に、交通事故を抑止するための速度取締りを行います。

速度取締りの重点路線、時間帯等

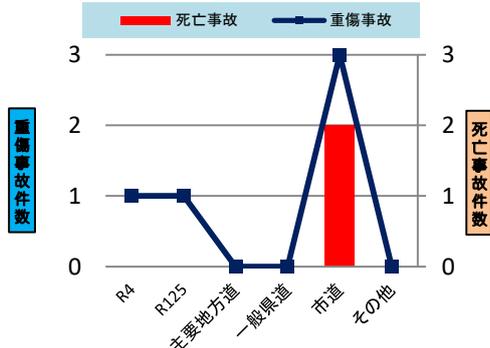
重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
主要地方道・県道 市道	16:00~20:00 7:00~9:00	管内全域	40km/h(指定) 30km/h(指定)

上記路線のほか、実勢速度が高い
国道4号線・125号線
通学路等の生活道路
で可搬式オービスでの速度取締りを行います。

【重点路線等の選定理由】
上記路線は実勢速度が高く、重大事故の発生が懸念されています。
よって、実勢速度を抑制して重篤な被害の軽減を図るため、速度取締りを強化します。

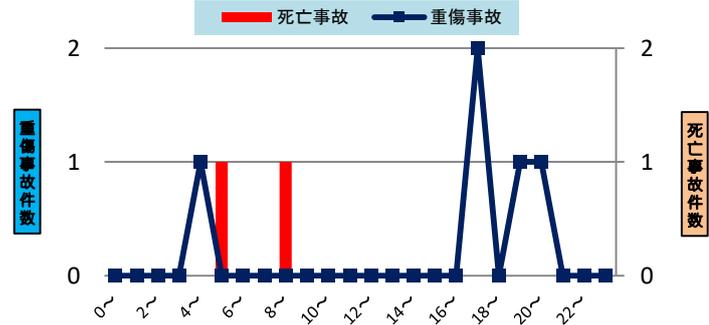
<管内における交通事故発生状況> (令和7年6月末現在)

路線別死亡・重傷事故発生状況



- 死亡事故は令和7年6月末現在、市道において2件発生しています。
- 重傷事故においても市道で多く発生し、過半数を占めています。

時間帯別死亡・重傷事故発生状況



- 死亡事故は通勤時間帯に発生しています。
- 重傷事故は、薄暮時間帯に多く発生しています。

~令和7年6月末現在~

- 幸手警察署管内では、通勤時間帯、市道において死亡事故が2件発生しています。
- 重傷事故は5件中3件が市道において発生しており、全体の60%を占めています。
- 市街地における交差点での事故、対二輪車との衝突事故が多発しています。

その他の交通指導取締り

- 交差点での交通事故を抑止するため、横断歩行者等妨害違反、信号無視違反、一時不停止違反等の交差点関連違反の取締りを強化します。
- 重傷事故が多発している市町村道を中心に速度違反の取締りを強化します。
- 国道、県道等主要幹線道路を中心に、速度超過抑止のため、パトカーや白バイでの警戒走行、移動オービスを使用しでの取締りを実施します。
- このほか、交通事故発生状況に応じた各種違反の取締りを推進します。